

原発事故被災寺院「有志の会」による 損害賠償交渉

—営業損害と財物損害に関する賠償請求の全容—

伏見英俊

1. はじめに

原発事故から7年以上が経過した今も、生まれ育った故郷を離れ、避難先で暮らす福島県民は4万人を越える（2018年10月31日現在、福島県民の避難者総数は4万3,025人）⁽¹⁾。福島県では2017年4月1日までに帰還困難区域等を除いて避難指示が解除され、徐々に再建が進んでいるが、復興は道半ばという街が少なくない⁽²⁾。その一方で、2020年度には復興庁が廃止され、被災自治体への財政支援も終了する予定である⁽³⁾。しかも、政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、事故被害者の支援策や賠償を収束させる方向に動いているとされる⁽⁴⁾。

原発事故による被災寺院は、避難先に別院等の仮の宗教施設を設け寺院活動を続けてきたが、旧警戒区域の被災寺院では避難生活の長期化により本堂・庫裏の損壊が激しく、2017年以降、建物を解体して再建を目指す寺院が少なくない⁽⁵⁾。一方、被災寺院の中には、数十件単位で檀家が減少した寺院もあるという⁽⁶⁾。福島県では将来的な寺院復興を見据えて、2011年の段階で被災寺院の僧侶が集まり、「原発事故被災寺院 有志の会」（以下「有志の会」と略称）や「原発事故被災寺院復興対策の会」（以下「復興対策の会」と略称）等を結成して、原発を運営する東京電力に対する本格的な法人賠償請求に備えた。

「有志の会」では、矢内俊道師（曹洞宗）が会長を、早川光明師（浄

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

土宗)が事務局長を務め、最盛期には60を越える寺院の賠償請求実務を支えたという。東京電力への賠償請求に関しては、弁護士を介することなく、東京電力との直接交渉によって進められた⁽⁷⁾。具体的には、事前交渉において「有志の会」会長・事務局長が東京電力の担当者と賠償項目ごとに請求方法の原案を作り上げ、「有志の会」参加寺院の全体会議に相当する「原発事故被災寺院補償問題対策会議」(以下「事故対策会議」と略称)を年1回のペースで開催し、賠償請求に関する「有志の会」参加寺院の合意を積み重ねていった。「有志の会」全体会議は2011年11月28日の「事故対策会議(逸失利益の請求方法についての合意)」に始まり、2017年5月18日の「事故対策会議(財物賠償〈寺院所有の墓石の修理〉と今後の営業損害賠償についての合意)」で「有志の会」と東京電力との賠償交渉を終えた。なお、2013年4月18日以降の東京電力との事前協議には、「有志の会」会長・事務局長に加え「復興対策の会」からも会長・事務局長が出席し、「有志の会」と「復興対策の会」が共同で賠償交渉を行ってきたという⁽⁸⁾。

「有志の会」の活動は、主として福島第一原発から30キロ圏内の寺院を対象とし、宗派不問であることが特徴である。災害時における協働のあり方という観点からすれば、「有志の会」の活動は東日本大震災における宗派を越えた連携の事例として注目すべきであり、会の活動記録は震災アーカイブとして意義あるものと言える⁽⁹⁾。筆者は、かつて伏見(2014)・(2015)の中で「有志の会」の調査結果に関する中間報告を行ったが、本稿では、引き続き震災記録作成の一環として、2014年2月25日の「事故対策会議」以降の賠償交渉を中心に報告することにしたい⁽¹⁰⁾。

2. 「有志の会」活動の意義

(1) 東京電力との賠償交渉と被災寺院の請求実務サポート

「有志の会」会長・事務局長が事前交渉の段階で、時間をかけて寺院の運営実態を東電側に説明していった結果、東京電力の担当者からの理解も得られ、賠償項目ごとに請求方法の原案を作成することができた。

作成した原案に基づき、東電の担当者も出席する「事故対策会議」（「有志の会」全体会議）の席上、損害賠償の請求方法に関して納得のいく内容で合意に至ったという。その後、被災寺院ごとの賠償請求の段階で、被災した一般の住職にとっては馴染みの薄い「収支計算書」等の証拠書類の作成支援を会長・事務局長が行い、個々の寺院の賠償請求実務を支えた。「有志の会」は宗派を超えた連携により、発災直後の混乱した時期に被災寺院の救済に尽力したという意味では、「有志の会」の活動は歴史に残るものであったと言える。被災寺院の復興には公的資金が期待できないため、東京電力からの営業損害・財物損害に対する賠償は極めて重要であったと考えられる。とりわけ被災寺院の早期復興には、事故後二、三年の宗教活動が重要であり、この時期に「有志の会」が被災寺院を支えたことの意義は大きい⁽¹¹⁾。

（２）檀信徒および地域コミュニティ復興のための活動

「有志の会」「復興対策の会」は東電との営業損害や財物損害の賠償交渉だけでなく、檀信徒や地域コミュニティ復興のために、墓地の除染や仏壇、墓石等の修理代、墓石等の移転費用の賠償をめぐり、さまざまなルートを通じて東電及び関係省庁に働きかけてきた⁽¹²⁾。

墓地の除染については、環境省と復興庁が2013年6月25日墓地管理者に全く説明せず、大熊町の墓地除染を発表したのが事の発端であった。それに対し「有志の会」と「復興対策の会」は同年7月12日、環境省および復興庁に「墓地管理者に対して説明会を開催し、他の自治体の墓地も平等に除染すること」という内容の陳情書を提出した。交渉の結果、同年9月4日に環境省および復興庁による「墓地管理者に対する墓地除染説明会」が開催され、ほどなくして双葉町、浪江町、富岡町でも除染が開始された⁽¹³⁾。また同年11月13日開催の「有志の会・復興対策の会合同会議」には福島県・福島復興局・福島環境再生事務所の担当者も出席し、墓地除染に関する詳しい説明がなされている。

さらに、2013年4月以降「有志の会」と「復興対策の会」は、墓石等

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

《表1》「仏壇、墓石等の修理、墓石等の移転に関する賠償」

《対象：避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）》

賠償項目	主な賠償内容	請求手続き開始の発表
仏壇の賠償	<p>【定額賠償】 定額40万円（仏壇・仏具一式時価相当額） +定額10万円（祭祀費用）+定額1万円（諸費用）</p> <p>【個別査定による賠償】 専門家による査定等による時価相当額 +定額10万円（祭祀費用）+定額1万円（諸費用）</p>	2014年3月26日付 東電プレスリリース
墓石等の修理に係る賠償	修復費用の2割賠償が基本、上限30万円（修復費用） +定額2万円（祭祀〈開眼・閉眼供養〉費用） +定額1万円（諸費用）	2014年7月23日付 東電プレスリリース
墓石等の移転に係る賠償	<p>上限150万円（改葬費用、祭祀費用）+定額1万円（諸費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓石等には生前墓を含む ・改葬費用には移転先の墓石購入費用を含む 	2015年4月28日付 東電プレスリリース

の修理代と墓石等の移転費用の賠償についても、東京電力及び関係省庁と交渉を進めてきた。墓石等の修理代に関する交渉結果は、2014年2月25日に開催された「事故対策会議」で報告され、その後、東京電力は墓石等の修理代の賠償について同年7月23日請求手続き開始を発表した⁽¹⁴⁾。また、墓石等の移転費用については、2015年2月10日の「事故対策会議」で交渉結果が報告され、墓石等の移転費用の賠償について同年4月28日に請求手続き開始が公表された⁽¹⁵⁾。なお、東京電力は高額家財としての仏壇の賠償について2014年3月26日に請求手続き開始を発表したが⁽¹⁶⁾、仏壇の賠償についても東電との交渉の中で議論されたという。以上の損害賠償については、東京電力のプレスリリースに基づき、表1「仏壇、墓石等の修理、墓石等の移転に関する賠償」の中にまとめておいた。

原発事故による被災者が仏壇の賠償・墓石等の修理代の賠償・墓石等の移転費用の賠償について、東電に直接請求できるようになったことは画期的な成果であった⁽¹⁷⁾。このように檀信徒および地域コミュニティの

復興を目的とした活動を行ってきたことも「有志の会」「復興対策の会」活動の特徴として記憶にとどめる必要があるだろう。

3. 「有志の会」の活動経緯

「有志の会」の活動は東日本大震災における宗派を越えた連携の事例として、後世に長く伝えられるべきものである。会の活動については、伏見（2014）・（2015）の中でその概要を報告したが、以下では賠償交渉の最終局面である2017年5月18日の「事故対策会議」までの「有志の会」の歩みをふり返っておくことにしたい⁽¹⁸⁾。表2「震災以降の歩み」は、東日本大震災の発生以降、今日に至るまでの「有志の会」の歩みの中から、主要な会議等をまとめたものである。

2016年3月4日	事故対策会議（郡山市、財物賠償請求について：寺院仏具） （次回の事故対策会議までに、損害賠償をめぐる東電側との協議を7回開催）
2017年5月18日	事故対策会議（郡山市、財物賠償〈寺院墓石〉、今後の営業損害） ・財物賠償請求：寺院所有の墓石の修理費用 ・営業損害賠償請求：「営業損害等（将来分）超過分」と「追加的費用」

「有志の会」は前述の墓地の除染、墓石等の修理代の賠償、墓石等の移転費用の賠償などの交渉と並行して、2012年6月以降、土地・建物等の財物損害に関する賠償交渉を進めてきた⁽¹⁹⁾。会議の重要性に鑑み、以下では、財物賠償交渉における主要な会議の解説を付け加えておきたい。

（1）「事故対策会議」（2014年2月25日）

2月25日午後1時30分から郡山市徳城寺を会場として開催され、会議には被災寺院関係者29名の他、東電担当者9名が出席した。当日は、まず東電担当者から「財物損害の土地賠償に関する原案の説明」がなされ、原案が出席寺院によって了承された。これにより、以後土地の賠償請求が進められることとなった。次いで、事務局から「財物損害の建物及び仏像・仏具・備品等の賠償に関する両会の方針について」が議題となり、今後の賠償交渉における基本的な考え方と問題点等について説明がなされた。

土地賠償は、財物損害の賠償交渉の第一ステップであり、2012年2月24日以来交渉してきた内容が2年の歳月を経て、この日の会議でようやく結実したのであった。と同時に、今後の建物及び仏像・仏具・備品等の賠償交渉につながる極めて重要な会議であった。

《資料A》「事故対策会議（2014年2月25日）議事録」

原発事故被災寺院補償問題対策会議結果

平成26年2月25日 13:30～
於 郡山市 徳城寺

1 開会

2 挨拶

有志の会 会長

福島原子力補償相談室 ○○部長

3 議題

(1) 財物損害の土地賠償に関する原案の説明（東電）

別添資料に基づき説明を受け、出席寺院が了承。原案に基づき請求書類の作成を急いでもらうよう依頼。

但し、請求書類の作成は、山林の賠償基準がまだ出来ていないため少々遅れるが、出来次第速やかに送付準備をすること。なお、時価相当額の算出は、福島県内の不動産鑑定士に依頼することになるとのことだが、各市町村で発行する「土地・家屋名寄帳」に評価額が記載されている場合があり、賠償額の参考になり、かつ請求書類の証憑としても使用できるので「名寄帳」を取得しておかれない。

(2) 財物損害の建物及び仏像・仏具・備品や設備等の賠償に関する両会の交渉方針について（事務局）

建物については、本堂や鐘楼・山門等の特殊な建築物等は建築コンサルタントによる評価額の算出、あるいは標準的な坪単価を決めて簡易に算出する方法等、また庫裡や客殿等の一般的な建物については事業用不動産の財物賠償基準で示した「新築価格を基礎とした単価」の準用等を考えてはどうか。

仏像・仏具・備品や設備等の賠償については、現在同等品を購入した場合の単価に仏像等は、歴史的信仰的価値をどのように反映させるか等を検討しながら交渉に当たる。

(3) 東電職員による避難指示解除準備・居住制限・帰還困難各区域内地の除草について（事務局）

旧警戒区域内墓地の除草作業を、今年も6月～8月中旬位の間に（お盆前）実施するので、各役場に実施希望時期を申出て欲しい。各役場より東電に連絡を受け調整させて貰う。去年は檜葉町、南相馬市小高区、川内村、都路等は役場から要請が無かったので実施しなかったが、これらの区域

についても要請があれば実施するとのことなので各役場に申出るように。不明な場合は、浄林寺まで連絡を。

(4) 半壊以上の建物の環境省よる取り壊しについて (事務局)

避難指示解除準備・居住制限両区域内宗教法人の半壊以上の建物は、環境省による取り壊し依頼が可能。先ず各役場税務課に罹災証明書取得の申請をする。この際、一部損壊と判定されても二次調査を依頼し、半壊以上と判定される場合もあり。次に各役場に取り壊しの申請を行なう。申請時に必要なものは

・本人身分証明書・印鑑・罹災証明書・申請家屋等の写真・平成25年度固定資産納税通知書(宗教法人の場合は税務課発行の「名寄帳」)。但し、申請対象物件の賠償が済んでない場合は、東電と賠償協議が済んだ後に取り壊し。また、対象物件に権利者が外にいる場合(住宅ローンや共有名義者がいる場合)は、それらの了解を得て委任状作成が必要。取り壊し開始時期はまだ未定。

(5) 情報交換

・檀信徒のお墓の修理代賠償について

両会の要求に応じ、放置を余儀なくされた中で進行した損壊に対し上限を設けた上で、近いうちに一定割合の賠償基準が示される予定。

(2) 「事故対策会議」(2015年2月10日)

2月10日郡山市で、被災寺院関係者33名、東電担当者7名が出席して開催された。開催通知(1月12日付)によれば、当日の議題は以下の内容であった。なお、開催通知は、「有志の会」「復興対策の会」に参加しないで東電との賠償交渉を進めている寺院のことを考慮して、両会に参加していない避難指示区域の被災寺院にも送付されている。

- 1) 寺院建物賠償原案の説明(東電担当者から)
- 2) 寺院建物賠償原案に対する質疑応答
- 3) 墓石等の移転にかかる賠償原案の説明(東電担当者から)
- 4) 避難解除までの期間に境内や墓地等の環境整備によって出る、枯葉や草等の対応方法について(東電担当者から)
- 5) 仏像・仏具・その他備品等の賠償に対する各寺院の事前準備について

6) 情報交換

この会議で、東電担当者により建物賠償の原案が説明され、原案が出席寺院により了承された。その結果、土地賠償に続き、建物賠償についても賠償請求手続きが始まることとなった。一般の中小法人に対する建物賠償が2013年3月29日付けの東電のプレスリリースで公表されていることを考えると、宗教法人の建物賠償の原案作成にかなり時間がかかったことがわかる。後日、被災寺院向けに会議資料を送付する際に添えられた議事録的性格の「送り状(2015年2月17日付)」には、今後土地と建物の賠償金が支払われた際の留意点として、「単年度で8千万円を超える収入があった場合、県と税務署に収支計算書の提出義務が発生する」という指摘がなされ、「経理関係資料」と「国税庁からのお知らせ」を参考資料として同封した旨が記載されている。また、同送り状には、今後「仏像・仏具・一般備品・設備等」に関する損害賠償協議を東電と行う際の参考とするため、各寺院による「寺院財産台帳」作成依頼文が添えられている。

他に、この会議で注目しなければならないことは、東電担当者から「墓石等の移転にかかる賠償原案」が説明されている点である。同原案は「有志の会」と「復興対策の会」の事前協議等で作成され、2015年2月10日の「事故対策会議」で説明された。かかるプロセスを経て、東京電力は墓石等の移転費用の賠償について同年4月28日のプレスリリースで発表したことがわかる。

(3) 「事故対策会議」(2016年3月4日)

3月4日郡山市で、被災寺院関係者37名、東電担当者10名が出席して開催された。開催通知(1月21日付)によれば、当日の議題は次のような内容であった。前回同様、開催通知は「有志の会」「復興対策の会」に参加していない避難指示区域の被災寺院にも送付された⁽²⁰⁾。

- 1) 寺院仏具・その他動産賠償原案の説明(東電担当者から)
- 2) 寺院仏具・その他動産賠償原案に対する質疑応答

3) 今後の東電との交渉事項について

4) 情報交換

この会議では、東電担当者による寺院仏具・その他動産賠償の原案説明の後、原案が了承され、以後寺院仏具等の賠償についても賠償請求手続きが開始される。ここで「仏具（特別財産）」とは仏像、法衣、經典等の仏事に使う器物を意味し、「その他動産（普通財産）」とはストーブ、机等の仏具以外の器物を指すという。また、「今後の東電との交渉事項について」の項では、事務局から今後の課題である「2017年3月以降の営業損害（逸失利益、追加的費用）の賠償交渉」と「宗教法人所有の墓石の修理費用の賠償交渉」に関する基本方針が説明された。なお、寺院仏具・その他動産の賠償交渉では、ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）での和解案等を基準とせざるを得なかった部分もあったと聞く。

(4) 「事故対策会議」(2017年5月18日)

5月18日午後1時30分から開催され、会議には被災寺院関係者28名の他、東電担当者11名が出席した。当日の会議次第によれば、議題は以下のような内容であった。

1) 寺院墓石賠償原案の説明（東電担当者から）

2) 寺院墓石賠償原案に対する質疑応答

3) 2017年3月以降の「営業損害等（将来分）超過分」賠償請求方法について

4) 「その他の追加的費用」の賠償について

5) 情報交換

当日は、まず東電担当者から寺院墓石賠償原案の説明がなされ、原案が出席寺院によって了承された。これにより、以後、寺院墓石の賠償請求が始まることとなった。この日の会議で、2012年2月24日以来進めてきた財物損害の賠償交渉が5年の歳月を経て最終局面を迎えた。

次いで、事務局から2017年3月以降の「営業損害等（将来分）超過分」賠償請求方法と「その他の追加的費用」の賠償について説明が行われた。

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

《資料B》「事故対策会議（2017年5月18日）に関する資料」

《後日、被災寺院向けに会議資料を送付する際に添えられた
議事録的性格の「送り状（2017年5月19日付）」》

平成29年5月19日

被災寺院各位

原発事故被災寺院補償問題対策有志の会
事務局 浄林寺 早川光明

何かと御苦勞の多い中での寺院活動、誠に御苦勞さまです。

5月18日に郡山市で行われました賠償会議の資料をお送りします。

当日は「寺院墓石賠償」について、原案のとおり出席寺院の承認を得ましたので、文言の整理をした上で請求書類を作成し、極力早めに賠償請求案内が皆様の手元に届くようしております。

平成29年3月以降の「営業損害等（将来分）超過分」の賠償請求については、両会の準備資料に基づいて請求を行なって行くこととしました。各寺院においては多少なりとも宗教活動収入が有ると考えられることから、実際の賠償請求は平成29年度か30年度以降になるかと思いますが、それに備えて平成26年度以降各年度の「収支計算書」及び「宗教活動収入内訳書」の作成をお願いします。「収支計算書」等の作成に不安が有る方は、当該寺院の金銭出納帳を作成しておいて貰えれば、事務局でお手伝いしますのでご相談下さい。

なお、「営業損害等（将来分）超過分」の賠償については、現時点では「合理的な理由がある」と認められる場合は賠償するとしておりますが、実際の請求は1～2年後となるため、その時点での国や東電の賠償方針がどうなっているか見通せず、流動的であることを申し添えておきます。

「その他の追加的費用の賠償」については、従前通り「合理的理由の範囲内」で賠償継続となっております。

以上のような内容でしたが、不明な点がありましたら事務局まで照会下さい。

※ 浄林寺 TEL ×××-××××-××××

4. 営業損害（逸失利益、追加的費用）の賠償請求

原発事故による損害賠償には、営業損害と財物損害に対する賠償の二種があり、営業損害はさらに逸失利益（原発事故による収益の減少に相当する損害を算定）、追加的費用（原発事故の避難生活で新たに必要に

なった費用)からなる。以下では、「有志の会」が2017年5月18日まで
に合意に達した営業損害賠償の経緯を見て行くことにしたい⁽²¹⁾。

(1) 逸失利益の賠償請求

原発事故により多くの檀信徒が生まれ育った故郷を離れ、他の土地への避難を強いられた。檀信徒の広域避難の影響で、被災寺院では法務が極端に減り寺院運営が厳しい状況に陥ったという。2015年度に実施した真言宗智山派総合調査で、事故後の寺院修復の原資として「東京電力からの賠償金」と回答する寺院もあったように、寺院活動継続のためには逸失利益等の賠償が不可欠なものであったと考えられる⁽²²⁾。逸失利益の賠償は、2008年～2010年度の三カ年のいずれかの年度の決算数値に基づく逸失利益計算の基礎額から算定した損害の賠償で、避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域および南相馬市の一部の寺院を対象として支払われるというものであった⁽²³⁾。「有志の会」では、2011年11月28日の「事故対策会議」で逸失利益の請求方法について合意に達し、その後賠償請求手続きが進められた。「有志の会」は、東電との交渉窓口を一本化し、請求方法・各種証明書類等を統一して請求した点に特徴がある。請求手続きには、いくつかの証明書類を東京電力に提出する必要がある。例えば、第1回目(2011年3月～8月分)の賠償請求では、「法人登記簿謄本」「収支計算書」「収入明細書(2011年3月11日～8月31日まで)」などの提出が求められたが、一般の寺院住職にとって「収支計算書」の作成は容易ではなかったため、「有志の会」会長・事務局長が各寺院の「金銭出納帳」に基づく「収支計算書」作成をサポートしたという⁽²⁴⁾。

逸失利益の請求は、第1回目(2011年3月～8月分)、第2回目(2011年9月～11月分)、第3回目(2011年12月～2012年3月分)、第4回目(2012年4月～6月分)に分けて行われ、2012年7月分以降の請求は、避難区域に応じて包括請求(東電の定めた賠償期限末までの一括払請求)として実施された⁽²⁵⁾。包括請求については避難区域毎に賠償期限が定め

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

られ、「避難指示区域にある寺院」は2012年7月1日から2015年2月28日まで、「旧緊急時避難準備区域にある寺院」は2012年7月1日から2013年12月31日まで、「旧屋内退避区域および南相馬市の一部にある寺院」は2012年7月1日から2013年5月31日までを賠償の対象としている⁽²⁶⁾。なお、2012年3月1日以降に計上された被災寺院の収入は「特別の努力」として控除することなく逸失利益を算出することに変更になった⁽²⁷⁾。また、上記の包括請求の賠償期限が過ぎた「旧緊急時避難準備区域にある寺院」、「旧屋内退避区域および南相馬市の一部にある寺院」であっても、「原発事故との因果関係」が認められれば、賠償請求することが可能であることが発表された⁽²⁸⁾。

その後、「避難指示区域にある寺院」の包括請求の賠償期限が過ぎたため、2015年6月「営業損害等（将来分）」として年間逸失利益の2倍を賠償請求することができることが公表された。「避難指示区域の寺院」は2015年3月以降の損害賠償として2017年2月分までを一括して請求（全額請求）可能となり、「上記以外の寺院」は2015年8月以降の損害賠償として2017年7月分までを一括して請求（減収分を考慮した差額請求）可能とする内容であった⁽²⁹⁾。

さらに、2017年5月18日に開催された「事故対策会議」で、2017年3月以降の逸失利益が「営業損害等（将来分）超過分」として賠償請求できることが説明された。「営業損害等（将来分）超過分」の賠償とは、従来の逸失利益賠償に準じたもので、既に2015年3月（避難区域によっては2015年8月）以降の賠償として「営業損害等（将来分）」（年間逸失利益の2倍）が一括して支払われているが、今後の賠償は2015年3月あるいは2015年8月以降の減収分が「原発事故との因果関係がある」と認められれば、既に支払われた「営業損害等（将来分）」を上回った分を「超過額」として賠償していくというものであった⁽³⁰⁾。

（2）追加的費用の賠償請求

原発事故後、避難指示のあった自治体の寺院関係者も地域住民同様に

避難せざるを得なかった。避難した多くの寺院関係者は、線量の高い地域にある自坊に一時帰宅して復旧作業を進めながら、避難先に仮の宗教施設を用意し檀信徒の供養を続けた。また、遠方に避難した檀信徒の葬儀には、自家用車等で移動することも珍しくなかったという。寺院にとって、避難生活の中で多額の経費が必要になった訳である。そのような状況に対して、追加的費用（原発事故の避難生活で新たに必要になった費用）の賠償が重要な課題となった。「有志の会」では、2012年2月24日の「事故対策会議」で追加的費用の請求方法について合意に達し、その後賠償請求手続きが進められた⁽³¹⁾。被災寺院の追加的費用として、「有志の会」では法衣代、法具代、パソコン代、避難先から自坊への交通費、避難先から葬祭場までの交通費、葬祭場使用料等の必要経費を請求することとなった⁽³²⁾。当初は避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域および南相馬市の一部の寺院を対象として、必要経費である追加的費用が支払われるという内容であったが、2015年6月以降は、「避難指示区域の寺院」「それ以外の寺院」も「必要かつ合理的な範囲」で追加的費用を支払うという内容に変わった⁽³³⁾。その後、2017年5月18日の「事故対策会議」でも追加的費用が議題となり、「必要かつ合理的な範囲」で賠償を継続するという内容の説明がなされた。

5. 財物損害（土地、寺院建物、寺院仏具・その他動産、寺院墓地）の賠償請求

福島第一原発から20キロ圏内の寺院では、避難生活の長期化により本堂・庫裏等の修復が不十分だったため、建物の損壊が激しく解体して再建を目指す寺院が少なくなかった。財物損害賠償は、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の寺院を対象としたもので、土地、建物、仏像・仏具、寺院所有の墓石の順に賠償交渉が行われ、賠償項目ごとに合意に達した段階で請求手続きが開始された⁽³⁴⁾。表3は、「有志の会」が2017年5月18日までに合意に達した財物損害賠償の内容をまとめたものである。

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

《表3》「財物損害に関する賠償」

賠償項目	時価相当額の算出	賠償金額の算定方法	東電との 合意成立日	関連する 東電プレスリリース
土地 (境内地・墓地、宅地、準宅地、田畑、山林、原野等)	不動産鑑定士 による評価額	時価相当額×避難指示期間割合 ×持ち分割合+諸経費	2014年2月25日 事故対策会議	中小法人の宅地賠償 2013年3月29日付 中小法人の田畑賠償 2013年11月29日付 宅地・田畑以外の土 地および立木の賠償 2014年9月18日付
寺院建物 (建築物、構築物、庭木)	「定型評価」 「現地評価」 「構築物のみ現地 評価」から選択	時価相当額×避難指示期間割合 +諸経費	2015年2月10日 事故対策会議	中小法人の建物賠償 2013年3月29日付
寺院仏具 (仏像等) その他動産 (机、椅子 等)	専門家による評価 額(「個別評価」を 選択する場合)	「定額賠償」 「個別評価(時価評価額による算出)」 「修復費用の実費を賠償」から選択	2016年3月4日 事故対策会議	個人の家財の賠償 2015年2月25日付
寺院墓石 (永大供養 墓・合祀墓、 歴代住職 墓、無縁墓 等)		原状回復費用実費×賠償割合20% +諸経費	2017年5月18日 事故対策会議	個人の墓石の賠償 2014年7月23日付

「有志の会」では、財物損害の中で土地（境内地・墓地、宅地、準宅地、田畑、山林、原野等）に対する賠償に関し、賠償基準が確定していない山林を除き、2014年2月25日の「事故対策会議」で合意に達した。時価相当額については、不動産鑑定士による評価額以外に、各市町村で発行する「土地・家屋名寄帳」記載の評価額を基に算出する方法も検討されたという。なお、「避難指示期間割合」は、原発事故から72ヶ月（6年）で財物価値が全て失われると考えて、賠償金額を算定している⁽³⁵⁾。

寺院建物（建築物、構築物、庭木）の財物損害賠償については、宗教建築物（本堂等）、一般建築物（車庫・倉庫等）、宗教構築物（山門・鐘

楼堂等)、一般構築物(門・塀等)、庭木を対象としている。賠償金額算定の基礎となる「時価相当額」の算定方法は、「定型評価(平均新築単価に基づく評価)」、「現地評価(専門家が現地で評価)」、「山門等の構築物のみ現地評価(建築物・庭木は定型評価)」の中から選択できたという⁽³⁶⁾。また、請求時には非課税証明書(宗教法人の所有であることの証拠書類)等の書類提出が必要であった⁽³⁷⁾。その後、2017年9月には被災寺院に、建物の建て替えに伴い生じた解体・廃棄費用が支払われることが通知されたという。

寺院仏具・その他動産の財物損害については、賠償対象の資産を寺院仏具(仏像、宮殿、法衣、経典等の仏前の備え、または仏事に使う器物)とその他動産(ストーブ、机、椅子等の仏具以外の器物)に分けて考えられている。賠償金額の算定にあたっては「経年減価するもの(仏像以外の仏具等)」と「経年減価しないもの(仏像等)」に分けて考え、その上で定額賠償を基本に算出する方法、時価評価額を基本に算出する方法、修復費用の実費額を支払う方法の中から選択を可能とした⁽³⁸⁾。なお、指定文化財については、修復費用の実費額を支払うという内容であった。

寺院所有の墓石(永代供養墓・合祀墓、歴代住職墓、無縁墓等)の修復費用の賠償については、原発事故による避難指示に伴う管理不能により生じた墓石等の損害に対する原状回復費用を賠償の対象としている。申請した寺院には、原状回復費用実費に賠償割合20%を乗じた金額に諸費用を加えたものが賠償金額として支払われることとなった⁽³⁹⁾。

6. おわりに

以上、2011年11月28日から2017年5月18日まで5年半に及ぶ「有志の会」による東京電力との賠償交渉について、関係者からの聞き取りと会議資料等に基づき活動内容を報告してきた。2017年5月18日の会議に関する聞き取り調査を終えてから、調査内容の整理と事実関係の裏付け作業に意外に手間取り、「有志の会」の最終局面の報告が遅くなってしまったのが心残りである。「有志の会」の活動を後世に伝えるために、本

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

稿で取り扱った内容が役立つ日の来ることを期待したい。

〈謝辞〉

本稿を執筆するにあたって、「有志の会」事務局長の早川光明師には、何度も聞き取り調査にご協力頂きました。記して、ここに感謝申し上げます。

参考文献

- 淡路剛久・吉村良一・除本理史（2015）：『福島原発事故 賠償研究』日本評論社。
- 淡路剛久 監修（2018）：『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社。
- 磯野弥生（2018）：「特集にあたって」『環境と公害』第48巻第2号、p. 2。
- 第一東京弁護士会 災害対策本部 編（2016）：『実務 原子力損害賠償』勁草書房。
- 高木竜輔・除本理史（2018）：「原発事故による福島県内商工業者の被害と賠償の課題—福島県商工会連合会の質問紙調査から—」『環境と公害』第47巻第4号、pp. 64-70。
- 丹波史紀（2012）：「福島第一原子力発電所事故と避難者の実態—双葉8町村調査を通して—」『環境と公害』第41巻第4号、pp. 39-45。
- 中島 肇（2013）：『原発賠償 中間指針の考え方』商事法務。
- 長谷川公一・山本薫子 編（2017）：『原発震災と避難—原子力政策の転換は可能か—』有斐閣。
- 福島大学災害復興研究所（2013）：『双葉地方の住民を対象とした災害復興実態調査 基礎報告書』。
- 伏見英俊（2014）：「原発事故と仏教寺院」『佛教文化学会紀要』第23号、pp. 73-99。
- 伏見英俊（2015）：「原発事故被災寺院の諸相」『現代密教』第26号、pp. (81)-(106)。
- 伏見英俊（2017）：「智山派教師の体験した東日本大震災」『現代密教』第28号、pp. (49)-(79)。
- 星野英紀（2013）：「原発事故と寺院活動」『豊山教学大会紀要』第41号、pp. 21-36。
- 星野英紀（2014a）：「原発被災寺院と原発避難民」『密教学研究』第46号、pp. 1-9（横組）。
- 星野英紀（2014b）：「原発避難と「ふるさと」と寺院」『宗教学年報』第29輯、pp. 1-20。
- 星野英紀（2016）：「被災地寺院の4年8ヶ月」『大正大学研究紀要』第101輯、pp.

- 1-17 (横組).
- 松井克浩 (2017): 『故郷喪失と再生への時間—新潟県への原発避難と支援の社会学—』東信堂.
- 山川充夫・瀬戸真之 (2018): 『福島復興学—被災地再生と被災者生活再建に向けて—』八潮社
- 山下祐介 (2017): 『「復興」が奪う地域の未来』岩波書店.
- 山下祐介・開沼博 (2012): 『原発避難論』明石書店.
- 除本理史 (2013a): 『原発賠償を問う』岩波書店.
- 除本理史 (2013b): 「復興の加速化」と原発避難自治体の苦悩—避難指示区域の再編と被害補償をめぐる—『世界』2013年7号、pp. 208-216.
- 除本理史 (2013c): 「原発事故被害の回復と賠償・補償はどうあるべきか—「ふるさとの喪失」を中心に—」『環境と公害』第43巻第2号、pp. 37-43.
- 除本理史 (2014): 「「ふるさとの喪失」被害とその救済」『法律時報』第86巻第2号、pp. 68-71.
- 除本理史 (2017): 「福島復興と賠償の課題」『環境と公害』第47巻第1号、pp. 21-26.

註

- (1) 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 (第1747報)」平成30年11月5日 (月) 8時00分現在、福島県災害対策本部。
- (2) 【広域避難の経緯】2011年3月に発生した福島第一原発の爆発事故により、同年4月22日第一原発の周辺地域に「警戒区域 (20キロ圏内)」 「計画的避難区域 (20キロ圏外で年間積算線量が20ミリシーベルトに達する可能性のある地域)」 「緊急時避難準備区域 (福島第一原子力発電所の半径20キロ以上・30キロ圏内の地域)」 が設定された。9月30日には、広野町や川内村 (一部) などに設定されていたすべての「緊急時避難準備区域」が解除となる。

第一原発の冷温停止状態の確認を踏まえ、同年12月26日原子力災害対策本部 (本部長: 内閣総理大臣) は「警戒区域」「計画的避難区域」を、被ばく放射線量に応じて「帰還困難区域 (年間積算線量が50ミリシーベルト以上の区域)」 「居住制限区域 (年間50ミリシーベルト未満・20ミリシーベルト以上の地域)」 「避難指示解除準備区域 (年間20ミリシーベルト未満の地域)」 へと見直しすることを決定した。

2012年4月1日から2013年8月8日にかけて順次、従来の「警戒区域」「計画的避難区域」が新しい三つの区域へと見直し・再編が進められた。その後、2014年4月1日に田村市都路地区で「避難指示解除準備区域」の解除が行われ、同年10月1日には川内村で「避難指示解除準備区域」が、2015年9月5日には

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

檜葉町で「避難指示解除準備区域」が、2016年6月12日には葛尾村で「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」が、同年7月12日には南相馬市で「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」がそれぞれ解除された。

さらに、2017年3月31日に浪江町・飯館村・川俣村で、同年4月1日に富岡町で、それぞれ「帰還困難区域」を除いた区域の避難指示が解除され、原発避難をめぐる状況はさらなる局面を迎えた。山下・開沼（2012）pp. 365-372、除本（2013b）、松井（2017）pp. 4-6、長谷川・山本（2017）pp. 65-67参照。

- (3) 磯野（2018）、p. 2参照。
- (4) 高木・除本（2018）、p. 64参照。
- (5) 2017年3月31日に浪江町・飯館村・川俣村で、同年4月1日には富岡町で、それぞれ「帰還困難区域」を除いた区域の避難指示が解除された。
- (6) 『仏教タイムス』（2018年10月18日号）「全宗会議員が原発被災地訪問」参照。
- (7) 宗教法人の場合、一般の法人および個人事業主とは運営実態が異なるため、寺院の運営実態（寺院には、どのような収入があり、どのような支出があるのか。そして、それは何故か等の実務的な内容）を東京電力に説明し、賠償交渉を進める必要があったという。しかしながら、「有志の会」の請求は一般の法人および個人事業主向けの損害賠償基準に則ったものであり、被災寺院が特別に優遇されたものでなかったことは損害賠償に関する東京電力のプレスリリースで確認することができる。伏見（2015）、pp. 96-98参照。
- (8) 早川師のメモによる。現在「復興対策の会」では、半谷隆信師が会長を、林心澄師が事務局長を務める。『仏教タイムス』（2011年6月16日号）によれば、会の結成は2011年5月（当時の会長は、遠藤賢明師）に遡る。同会は真言宗豊山派、真言宗室生寺派の寺院から構成され、参加寺院は19ヶ寺（結成当初は17ヶ寺）を数える。
- (9) 「有志の会」に関する調査の経緯については、伏見（2014）、pp. 74-75参照。
- (10) 本稿は佛教学化学会第27回学術大会（2017年12月2日、大正大学）で発表した内容（「原発事故被災寺院「有志の会」の6年半」）に、後の調査を加味したものである。なお、「有志の会」早川師への直近の聞き取り調査は、2017年10月25日（いわき市）、2018年6月25日（東京別院真福寺）に実施している。
- (11) 伏見（2015）、pp. 96-99参照。
- (12) 原発事故からの復興については、復興事業によって所轄省庁が異なるため、複数の所轄省庁に陳情しなければならず、煩瑣な手続きが必要であったことは想像に難くない。
- (13) 伏見（2014）、p. 88参照。
- (14) 墓石等の修理代の賠償については、東京電力プレスリリース（2014年7月23日

- 付) 参照。東電との交渉の経緯については、伏見 (2014)、p. 96註22参照。
- (15) 墓石等の移転費用の賠償については、東京電力プレスリリース (2015年4月28日付) 参照。墓地移転に伴う損害の解説については、第一東京弁護士会 (2016)、pp. 102-103参照。
- (16) 仏壇の賠償については、東京電力プレスリリース (2014年3月26日付) 参照。高額家財の賠償の解説については、第一東京弁護士会 (2016)、pp. 100-101参照。
- (17) 墓地・墓石については「原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)」を通じた和解事例も知られている。
- 【和解事例222 (2012年12月3日)】大熊町町内に所在する墓地の移転費用として136万円の賠償がなされた。
- 【和解事例439 (2013年4月3日)】旧警戒区域内の墓地、墓石に関する損害として150万円の賠償がなされた。
- 【和解事例914 (2014年4月14日)】大熊町の帰還困難区域内の墓地に関する損害として150万円の支払いがなされた。「原子力損害賠償紛争解決センター 和解事例の分析 Ver. 3 福島県弁護士会」(<http://www.f-bengoshikai.com/wp-content/uploads/2015/05/c532510fbd2bfe6152dc07d02018c1dd.pdf>、2018年11月23日確認) 参照。
- (18) 伏見 (2014) pp. 75-84、伏見 (2015) pp. 88-96参照。
- (19) 原発事故発生から2012年2月24日の全体会議までに至る「有志の会」の歩みについては、伏見 (2015) pp. 88-95参照。
- (20) 早川師によれば、「有志の会」「復興対策の会」に参加しないで東電との賠償交渉を進めている寺院も担当弁護士と共に出席していたという。
- (21) 営業損害賠償の考え方については、「中間指針 (2011年8月5日付)」と「中間指針第二次追補 (2012年3月16日付)」の「営業損害」の項参照。
- (22) 2015年度に実施した真言宗智山派総合調査については、伏見 (2017)、pp. 62-63参照。
- (23) 逸失利益の賠償の解説については、第一東京弁護士会 (2016)、pp. 187-194参照。
- (24) 「有志の会」による逸失利益をめぐる交渉については、伏見 (2014)、pp. 79-84参照。
- (25) 逸失利益請求に関する請求期間の設定は、東電が一般の法人向けに定めたものに準じている。東京電力プレスリリース (2012年3月5日付) 参照。
- (26) 包括請求については、東京電力プレスリリース (2012年9月25日付) 参照。
- (27) 「特別の努力」の適用については、東京電力プレスリリース (2012年6月29日付) 参照。「特別の努力」は原子力損害賠償紛争審査会「中間指針第二次追補 (2012年3月16日付)」を反映させたものである。中島 (2013)、pp. 191-192参照。

原発事故被災寺院「有志の会」による損害賠償交渉

- (28) 東京電力プレスリリース（2013年5月31日付）参照。なお、「旧緊急時避難準備区域にある寺院」、「旧屋内退避区域および南相馬市の一部にある寺院」については、最大2015年7月31日までの期間を賠償対象とした逸失利益の賠償請求が可能であったと考えられる。
- (29) 「営業損害等（将来分）」の賠償については、東京電力プレスリリース（2015年6月17日付）参照。福島県のホームページには、東京電力の配布資料「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」が掲載されている。この東京電力の配布資料によれば、2015年6月12日「『原子力災害からの福島復興の加速』改訂」が閣議決定されたことによる措置であるという。なお、逸失利益の賠償終期については、第一東京弁護士会（2016）、p. 199参照。
- (30) 「営業損害等（将来分）超過分」の賠償については、2018年11月23日現在、東京電力のプレスリリースでは公表されていない。おそらく対象者だけに通知されたものと考えられる。浪江町商工会のホームページ<http://nsci.or.jp/jouhou/toudenbaishou.html>（2018年11月23日確認）参照。
- (31) 追加的費用の賠償については、第一東京弁護士会（2016）、pp. 185-187参照。
- (32) 伏見（2014）、pp. 80-84参照。
- (33) 東京電力プレスリリース（2015年6月17日付）参照。
- (34) 財物損害賠償の考え方については、「中間指針（2011年8月5日付）」と「中間指針第二次追補（2012年3月16日付）」の「財物価値の喪失又は減少等」の項参照。
- (35) 一般の中小法人の土地賠償と「避難指示期間割合」については、東京電力プレスリリース（2013年3月29日付）参照。宅地の賠償については、第一東京弁護士会（2016）、pp. 106-115参照。また、一般の中小法人の田畑の賠償については東京電力プレスリリース（2013年11月29日付）、宅地・田畑以外の土地および立木の賠償については同プレスリリース（2014年9月18日付）参照。
- (36) 一般の中小法人の建物賠償については、東京電力プレスリリース（2013年3月29日付）参照。建物の賠償については、第一東京弁護士会（2016）、pp. 130-133参照。
- (37) 登記されていない場合は、「東北電力の使用証明書（過去5年）」あるいは「火災保険料の契約書」の提出も検討されたという。
- (38) 個人に対する家財の賠償については、東京電力プレスリリース（2015年2月25日付）参照。高額家財の賠償については、第一東京弁護士会（2016）、pp. 100-101参照。
- (39) 個人に対する墓石等の修理に関する賠償については、東京電力プレスリリース

(2014年7月23日付) 参照。

〈キーワード〉

東日本大震災 原発事故 有志の会 仏教寺院 東京電力 損害賠償請求
震災記録